

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ↳ 相続税等を不当に減少させる場合

**Q** : 法人への遺贈に相続税がかかる場合があるとか。どのようになっているのですか？

**A** : その遺贈によって特定の者の税負担が不当に減少すると認められる場合は、その法人を個人とみなして相続税が課せられることとなっています。

### 【解説】

相続税では、持分のない法人に対して贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈によりその贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その法人を個人とみなして、相続税又は贈与税を課することとされています。

これは、法人を使った租税回避を防止するための規定ですので、次のような場合や不当に税負担が減少する結果とならない場合は、適用されません。

次の親族等の数が役員等の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

イ) 親族である役員等と婚姻していないが事実上婚姻関係にある者

ロ) 親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ) イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ) 親族関係を有する役員等及びイからハマで掲げる者のほか、一定の法人の役員又は使用人である者

